改正

平成26年9月18日告示第68号 平成29年5月29日告示第76号 平成30年7月9日告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、美郷町耐震改修促進計画に基づき、地震による木造住宅の倒壊等の災害を未然 に防止し、町民の安全を確保するため、木造住宅の耐震改修に係る費用に対する補助金の交付に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 耐震改修工事 一般診断(「木造住宅の耐震診断と補強方法」(一般財団法人日本建築防災協会発行)定める一般診断法をいう。)による上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上になるよう補強するため、耐震設計を行い補強する工事をいう。
  - (2) 木造戸建住宅 木造一戸建住宅(店舗の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面 積が延べ床面積の2分の1未満のもの)を含む。)をいう。

(対象住宅)

- 第3条 この事業の対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次に掲げる要件を満たしているものとする。
  - (1) 美郷町内に存すること。
  - (2) 昭和56年5月31日以前に建築され、居住の用に供している木造戸建住宅であること。
  - (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けて、耐震改修工事を実施していないこと。

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付を受けることができる対象住宅の所有者(以下「補助対象者」という。)は、 次に掲げる要件をそれぞれ満たしている者とする。
  - (1) 対象住宅を所有(共有を含む。)する個人であること。
  - (2) 町税等を滞納していないこと。

(耐震改修に係る補助金の額)

- 第5条 耐震改修に係る補助金の交付額は、当該各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 耐震改修に要した費用の金額に3分の1を乗じて得た額以内で、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、別表第1に定める補助限度額を上限とする。
  - (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除額
- 2 補助金の交付にあたっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

- 第6条 補助金の交付を申請する補助対象者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類 を添付して提出するものとする。
  - (1) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図(現況及び補強後)
  - (2) 地震に対して安全な構造となるよう特定行政庁から勧告を受けた書類の写し
  - (3) 耐震診断書(総合評点が1.0未満であると確認できるもの)
  - (4) 耐震改修計画書(様式第2号)
  - (5) 補助対象住宅の建築時期及び所有者が確認できる書類
  - (6) 耐震設計及び耐震改修工事に要する費用の見積書の写し
  - (7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条にある交付申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を実施して交付の可否

を決定し、当該申請者(以下「補助事業対象者」という。)に対し補助金交付決定通知書(様式第3号)を発行するものとする。

(交付の条件)

- 第8条 町長は、補助金の交付目的を達成するため必要と認めたときは、次に掲げる事項につき条件 を付するものとする。
  - (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないこと。
  - (2) その他町長が必要と認める事項

(事業内容の変更)

第9条 補助事業対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに事業変更承認申請 書(様式第4号)により町長に申請しなければならない。

(完了報告)

- 第10条 補助事業対象者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業完了実績報告書(様式第 5号)に、各号に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。
  - (1) 耐震改修工事の実施に関する契約書の写し
  - (2) 診断書(耐震改修の効果が確認できるもの)
  - (3) 耐震改修工事に要する費用の領収書の写し
  - (4) 工事写真(施工箇所ごとの施工前、施工中及び完了時が確認できるもの)

(確定通知書)

第11条 町長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに審査し、補助事業者に対し、補助金確定 通知書(様式第6号)を発行するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業対象者が補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第7号)に補助金確 定通知書の写しを添えて町長に提出するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成26年9月18日告示第68号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年5月29日告示第76号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の美郷町木造住宅耐震改修補助事業実施要綱の規定は、 平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年7月9日告示第67号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の美郷町木造住宅耐震改修補助事業実施要綱の規定は、 平成30年4月1日から適用する。

## 別表第1(第5条関係)

工事施工者	補助限度額
町内事業者	70万円
町外事業者	60万円